

公募
開始

小規模事業者 持続化補助金

このような取り組みに活用できます！

- 販売促進用チラシの作成・配布
- マスコミ媒体やウェブサイトでの広告
- 商談会・見本市への出展
- 店舗改装 ●設備導入等 ●新商品の開発
- 商品パッケージ（包装）の開発・改良

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、創意工夫を凝らした

補助金額

50万円～250万円

補助率：2/3

販路開拓

● 店舗改装 ●

店舗改装を行い、女性客の取り込みを図る



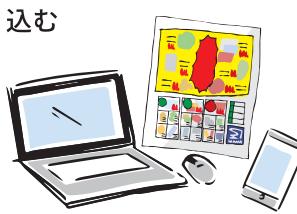
● 商談会・展示会 ●

商談会・展示会への出展、新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展、商談、PR



● 広告宣伝 ●

チラシやホームページで新たな顧客層を絞り込む



● 商品パッケージ等 ●

商品パッケージやラッピングを変更し新たな市場の開拓にチャレンジ！



補助金申請の流れ

step1

事業内容のヒアリング

最寄りの商工会へ相談

step2

事業計画の立案

事業計画書の作成支援

step3

支援計画書の発行

商工会より様式4の発行

step4

Jグランツ申請

電子申請支援

地方事務局
提出期限

第12回受付締切：令和5年6月1日（様式4発行受付締切：令和5年5月25日）

第13回受付締切：令和5年9月7日（様式4発行受付締切：令和5年8月31日）

第14回受付締切：日程未定（令和5年9月以降公募予定）

詳しくは最寄りの商工会へお問い合わせください。

補助金の内容に関するお問い合わせは、

山梨県商工会連合会（小規模事業者持続化補助金地方事務局）あてにご連絡ください。

ご相談はこちら

TEL: 055-235-2114 (平日9:00～12:00、13:00～17:00)

措置内容

令和4年度2次補正予算において、 「一律に50万円の補助上限上乗せ」をします（最大250万円）。

免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する事業者（インボイス転換事業者）を対象に、全ての枠で一律に50万円の補助上限を上乗せし、販路開拓（税理士への相談費用を含む）を支援します。

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2／3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3／4)				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	2／3※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

申請要件

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうち適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

※過去の公募回において、「インボイス枠」で採択され事業を実施した事業者は、「インボイス特例」の対象外です。

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用例

※青字が本補助金の対象経費

事例①

古民家をカフェとして営業するため、厨房を増設。加えて、地元飲食店とのコラボメニュー開発や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、高性能フライヤーを導入。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として地元メディアに広告を出稿。

申請方法

応募方法

原則jGrantsによる電子申請

※電子申請に必要なGビズIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

事務局HP



商工会地区HP
(https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。

jGrants▶
(ID取得)

